

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年10月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500134 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500028 号

第 1 結論

請求期間のうち、平成 4 年 7 月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
② 平成 4 年 7 月

私は、学生が強制加入の対象となった平成 3 年 4 月から国民年金に加入し、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②について、請求者の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 7 月頃、A 市で払い出された記号番号であり、オンライン記録により、国民年金の資格取得日を平成 3 年 4 月 1 日として事務処理 (平成 4 年 7 月 7 日) されていることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、A 市の保管している請求者に係る被保険者名簿により、請求期間②の直前の平成 4 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料は同年 10 月 26 日に納付され、直後の同年 8 月以降の国民年金保険料は毎月納付期限内に納付されていることが確認できることから、当該期間の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

請求期間①について、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする請求者の母は、平成 3 年に B 市で国民年金の加入手続を行い、同市から送付された納付書を使用して、同市の窓口で納付したと主張しており、前年分の国民年金保険料を遡って納付したことはないとしている。

しかしながら、請求期間①当時、請求者は A 市を住所地と定めていたと申述しており、請求

者の国民年金手帳記号番号は上記のとおり平成4年7月頃にA市で払い出されていることから、請求者の母の主張と一致しない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500097 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500026 号

第 1 結論

昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 50 年 5 月又は同年 6 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 50 年 5 月又は同年 6 月頃、国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求者の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 8 月 8 日に社会保険事務所 (当時) から A 市に払い出された番号の一つであり、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日により、請求者の国民年金加入手続は、昭和 50 年 9 月頃に行われたと推認できることから、この時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、請求者が納付したとする時期は、第二回特例納付が実施されていた期間であるが、請求期間は、当該特例納付による納付対象の期間外であり、特例納付によって保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500164 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500027 号

第1 結論

昭和 49 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、A社を退職した直後の昭和 49 年 4 月にB市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に定期的に納付していたにもかかわらず、夫が納付済みで、私が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間以降の国民年金被保険者期間に国民年金保険料の未納期間は無く、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、一緒に国民年金保険料を納付していたとする請求者の夫の請求期間の保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 57 年 12 月 20 日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、その前後の手帳記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続きは、昭和 58 年 5 月頃に行われ、その際、A社を退職した後の昭和 49 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認されることから、当該加入手続きが行われるまで、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間当時に請求者の夫と一緒に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該加入手続きが行われたと推認される昭和 58 年 5 月時点を基準にすると、請求期間のうち、昭和 49 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出

されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、請求期間は108か月と長期間に及んでいる上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500094 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500050 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA事務所 (B施設) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から昭和 25 年 6 月 30 日まで

私は、請求期間に、B' 施設に勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において、米軍に接収されたC社の敷地内において、兵器車両を運転する許可証をもらい検査をしていた旨陳述しているところ、A事務所で請求期間において厚生年金保険被保険者となっており、この期間、B施設に勤務していたとする元従業員は、請求者については記憶にないものの、当該部隊はC社の敷地にあった旨陳述していることから判断すると、請求者がB施設に勤務していたことは考えられる。

しかしながら、A事務所に係る人事記録及び社会保険関係の記録を管理するD局E事務所は、請求者に該当する記録はないと回答している。

また、請求者は女性従業員と一緒に勤務した旨陳述しているが、当該従業員の氏名を記憶していないことから、当該従業員の厚生年金保険の加入状況について調査できない上、当該従業員に照会することもできず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上述において、B施設に勤務していたとする元従業員は、請求者と同職種と考えられる二人の氏名を挙げているが、A事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、当該二人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。